

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年9月2日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから9月2日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問お受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会なのですけれども、青森県むつ市の中間貯蔵施設の審査書案の取りまとめになりました、6年半にわたるこの施設の審査について、委員長の所感をお願いいたします。

○更田委員長 RFSの審査というのは、実は、初めの頃は、まだ田中委員長時代で、私自身もRFSの審査会合に、数回くらいですかね、出ていたこともあって、審査はずっとそれ以来追っていますけれども、最初に浮かぶのは、随分時間がかかったよなど。それで、RFSの社長の方と意見交換の際に、向こうからも言われていたのだけど、私たちとしては、特にそのキャスクの取扱い部に対する津波の損傷について、すぐに明確な方針を委員会でも1回議論して、方向を打ち出したので、もうそれほど時間のかからないうちに終わるものと思っていたのですね。そうしたら、その頃からかな、足が鈍ったというか、余りその申請側も急ぐふうもなくというような状態になって、理由は私は分かりませんが、随分、後半、足が鈍ったなという印象は持っています。

技術的には、津波に関して設計基準津波というものを考えるのではなくて、それよりも更に上回ることが確実な大きな津波を想定して、それに対する対策を考えると。その対策も、影響を受ける部分というのは先ほど申し上げたようにごく一部、キャスクの取扱い部で、そこに、あるときは最大8体のキャスクがあるといっても、輸送荷姿を解いた状態で、何と申しますか、衝撃を受けるものの体数というのは極めて限られる、1体、2体というものに対して、非常に確実なというか、保守的なというか、過程を置いて、それでも影響は極めて限られるというところまで確認をした。ただし、そんなにこれに時間のかかる議論であったなというふうには思っていなくて、双方の主張が対立したわけでもないのにどうしてこんなに時間がかかったのかなというのが、繰り返しになりますけど率直な印象です。

それから、ハザード側の審査で特徴なのは、先ほど申し上げた津波、それから近くの施設との関連でいえばRFSで、対象となったのは恐山の影響というところが、審査の中では特徴的な部分ではあろうと思います。

いずれにしても、全ての対象に対して厳正な審査を行って、安定したというか、確実な審査結果を得たというふうに考えています。

○記者 その上で、キャスクの健全性まで含めて審査されているということなので、いわゆる事故を起こすリスクというのは非常に低い施設であると認識しているのですが、安全性を確保していくというために、今後、事業者にどのような対応が求められてくるのでしょうか。

○更田委員長 確かに、事故と呼ぶようなものが起きる可能性は非常に小さいとってよいと思います。

一方で、淡々と確実に運用してもらいたいというところですかね。受け入れて、輸送荷姿を解いて、貯蔵区域へ納めてという作業があって、それから再処理施設などへ搬出する際に、また輸送荷姿にして、つまり緩衝帯等を取り付けて出ていくという、作業は極めて限定的なものではありますが、保全等についてやるべきことをきちんとやっていくという、そういう施設だろうというふうに思います。

○記者 分かりました。すみません、もう一件だけ、ちょっと別の話題になるのですが、日本原燃のMOX燃料工場についてなんですけれども、今週、審査会合を開かれて、最終版の補正を求めているという状況になっていると思うのですが、この施設については、委員長、審査の現状をどのように御覧になっているのかということと、あと、それから、時期のことになって恐縮なのですが、いつ頃その審査書案を取りまとめようというお考えなのでしょうか。

○更田委員長 終盤であることは、そう言えると思っておりますけれども、ただ具体的な時期、具体的にその審査書の案を委員会並びに幹部に示すことができるかというのは、具体的な日時の報告はまだ受けていません。

○記者 審査の、個別のもので恐縮なのですが、現状についてはどのように見ていらっしゃいますか。

○更田委員長 大きな論点はもうないのかなと思っています。大きな論点は、ただし、やはり審査書の案が出てきて、そこから私たち自身も吟味し直したら問題が浮上するということも過去にありましたので、大きな問題が今後浮上しないとは今日の時点で申し上げないですけれども、ただ、今まで、これまで審査会合等や申請者の説明資料を見る限りにおいては、大きな論点についてはおおむね議論を終えたというふうに理解をしています。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

じゃあ、まずコイズミさん。

○記者 読売新聞のコイズミと申します。

今回のRFSの関係で質問したいのですが、今、再処理工場が稼働しない影響で、全国の原因には1万6,000tの使用済燃料がたまっています。そういう意味で、今回のRFSができたということは、再処理、核燃料サイクルを維持する上では仕方がないこととか、必要な施設だと思うのですが、委員長はその辺をどのように思っていますか。

○更田委員長 お尋ねの内容は、ある意味、政策的な議論だろうというふうに思っていて、ただ規制の観点からすると、再処理の路線である以上は使用済燃料が速やかに再処理されて、ガラス固化体になっていくという、使用済燃料の状態ですぐに再処理されたいというふうなところが、当然のことながらリスクは小さいとは思いますが、ただし、使用済燃料も、真つ当に保管される限りにおいて、例えばプールにいたずらに長期間あることは、私たち、よしとしていませんけれども、乾式の状態になって貯蔵されているということは、貯蔵されている限りにおいてはリスクが高いとは、問題になるようなリスクの高さであるとは言えないので、そういった意味でしかるべき施設が整えられて、きちんとした運用がなされる限りにおいては、使用済燃料の保管量がある程度あるということは、これは安全上の観点からすれば許容できるのだらうと思っています。ただ申し上げているのは、これは規制委員会で何度も申し上げていますが、いたずらにプールに長期間置くのではなくて、着実に乾式へ移行してもらいたいというふうには思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 次の御質問です。

じゃあ、ヨシノさん。

その後、ツカモトさん、お願いいたします。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

また話題が変わるのですが、来週の9日に関西電力の経営トップとの意見交換会が入りました。一連の不祥事が発覚してから初めて、変わってしまった経営陣と原子力規制委員会の意見の交換があるわけですが、ここでちょっと話したいところとありますか、そういうのはどういうところに焦点を置くのでしょうか。

○更田委員長 これまでの、それから他社の経営層との意見交換と、私たちが関心を持つところが大きく変わるわけではない。新たな関西電力の体制においても、安全に対する意識というものは、新たにその立場に就かれた方がしっかりとした意識を持っておられるということを伺いたいというふうに思っています。

安全文化という言葉がありますけれども、企業としての、運用者としての安全文化、これをどう維持向上させていこうとしているのか、トップとしての存念を伺いたいというふうに思っています。

○記者 安全面から見るとということが規制委員会の最大の任務なのでしょうけれども、と、いっても、安全というのはやはり、コンプライアンス、法令遵守、それから公開性、公

平性、そういったものが求められる土台の上にあるものだというふうに多くの人間が思っていると思いますが、そこでのやっぱり対話というのは、一段もうちょっと深める必要性があるようにも思うのですが、委員長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 それはもちろん、これだけ関西電力の姿勢やコンプライアンスに関わる問題で大きな問題があったわけですから、その改善、それから信頼回復に向けてどういった取組がなされ、それにどういった経営トップとしての思いで臨んでいるかということは話題になるだろうと思いますし、当然、優れた安全文化の背景にはコンプライアンス、法令遵守や、それから組織としての潔癖さというか、そういったものも当然、背景としてあることであると思いますから、今般問題となったもの、直接的にいわれる関電問題というのが話題になるかということ、そうでもないように思いますけれども、ただ、どう変わらなくてはいけないと考えて、どう変わりつつあるのか。それに伴って、多くの、これまでその技術面、原子力面を率いていた人たちの顔ぶれが変わったわけですから、そういったことについての影響等についても伺うことになるのだろうと思いますけど、私はどちらかということ、来週水曜日に、できるだけ前提条件なしに、まず関西電力のトップの方に語ってもらいたいと考えていて、今余りここでしゃべり過ぎるとそれができなくなるので、むしろ白紙の状態、フラットな状態で、まずは関西電力の新しいトップとしての思い、姿勢をお話していただきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、ツカモトさん。お願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

RFSの話にまた戻るのですけれども、今日の定例会の中で、委員長、最後のほうのコメントで、少し考えないといけないのは、著しい違反があった場合、施設の停止も命じなきゃいけないと。それで、それが貯蔵期間の、あと少しの利用限界のところに来たときどうするかというのを議論していかないといけないよねというような話が出ていたかと思えます。

ちょっと率直に、唐突にこういったお話が出てきたのかなと思って、この辺の真意をお聞きしたかったのですけれども。

○更田委員長 これはですね、決して唐突というわけでは私はないと思っているのは、会見なんかでも申し上げていますがけれども、廃止措置であるとか、それから廃棄物の管理であるとか、それからこういった使用済燃料の貯蔵に対する規制って、委員会の中でも申し上げましたけど、例えば発電設備であったらば、大きな違反があったら利用の停止を求める。これが大きな一番強いペナルティーになるので、規制上の強制力を持った措置を取る上での大きな手法の一つになるわけですけど、廃止措置だとか、それから使用済燃料の貯蔵というものに対して、違反があったから停止とって、効き目ないですよ。廃止措置は進めてもらわなきゃいけないわけだし、進めたほうが、よりリスクも下

がっていくわけなので。更に言えば、貯蔵だって、じゃあ使用停止というのは、中にある燃料をどこかへ運び出せと。でも、相手は使用済燃料ですから、簡単に行き先が決まるわけでは決してないし、具体的じゃないですよ。そうすると、例えばRFSの貯蔵量であるとか、それから貯蔵してあるキャスクの耐用年数から考えて、本当に例えば近い将来に、中に貯蔵してあるキャスクの耐用年数が来てしまうという事態が見込まれるようになったら、一定程度手前の時点で、まずいきなり強制力を持ってどうこうではなくて、RFSと協議し出すことになるのでしょけれど、どうするつもりですかという計画を聞くことになるのだらうと思いますけど。

例えば、仮想的ではあるけれど、キャスクの耐用年数に近づくものが増えてきて、それが貯蔵の多くを、キャパシティの多くを占めるようになってきたら、もう新たな物の搬入を許可しないとか、様々な方策はあるのだらうと思うのですが、ただおそれるのは、出ていく先がない状態でキャスクの許容年数に近づいてきてしまうというような事態にならないようにということです。

これはもう、RFSも重々考えていることだらうと思いますが、ただ、使用済燃料というのはやはり、場所を変えることに関して慎重な協議、長い期間の協議やステークホルダーの合意が必要なものですので、少し長いレンジで捉えておく必要があるだらうというふうに、これはRFSだけに限らず、こういった廃棄物や使用済燃料の管理物については一般論としてずっと考えているところのものです。

- 記者 分かりました。もう一つ、今回、原発の敷地外の貯蔵施設としては、国内初めて審査書案の通過になると思うのですが、原発の敷地外であることで、何か審査の中で注目してきたこととか、委員長が着目してきたことというのは何かありましたか。
- 更田委員長 ある時期ちょっと考えたことがあって、サイト内の貯蔵と、それからこういったサイト外の貯蔵とどっちが有利なのだらうと、安全上。確かに、サイト内に乾式のキャスクがいっぱい並んでいて、サイト内というのは発電所内です。そうすると、万一事故があったときに、一定の目配りも、乾式のキャスクに対してしなきゃならないかもしれないので、そう考えると、サイト内にあるよりはサイト外にあったほうが良いように思えるけれど、一方、サイト外のRFSみたいな施設だと、人も限られるだらうし、それから日常的に動的な施設があるわけではないので、どうしても対応の体制等は、発電所だったらいっぱい人がいて、訓練もして、必ずしもサイト外が有利かどうかというのは、なかなかそれほどでもないよなど。ですから、正直に申し上げますと、リスクからすれば、余り差はないかなというふうに思っています。
- 記者 委員会の中でも、運搬について言及があったので、その辺をリスクとして捉えていらっしゃるのかなと思ったのですが、そういうわけではないのですか。
- 更田委員長 リスクは飽くまで相対的に語ることになりまして、乾式のキャスクで使用済燃料の輸送、それから輸送荷姿を解くその取扱い作業等を考えても、そんなに大きなリスクというものではないというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

では、一番後ろのワタライさん。一番後ろです。

○記者 IWJのワタライです。

お話が戻るのですけれども、日本原燃のMOX工場の件なのですけれども、前回、月曜日の会合を拝見していて、最後には、田中知委員も非常に、なかなか前に進まないということに憤りを感じていらっしゃったような感じで、中でも、事業者の中に、この新規制基準というものがきちんと理解されていないのではないかと、その考え方というか、頭が、前の基準のままでやるのではないかとの声もちょっと聞こえてくるのですけれども、委員長の御所感というか、そういうことがあるのかどうかということを含めまして、御所感を伺えればと思います。

○更田委員長 私が感じているのを一点申し上げると、再処理施設に対してした指摘が、いや、再処理施設がしたであろう審査経験が、MOXの部隊にスカッと伝わっていないんじゃないかっていう思いはあります。

結局、六ヶ所再処理施設であれだけ長期間にわたって審査も行い、やりとりもして、日本原燃としては審査経験も、それから新規制基準適合に関しても、経験・知識を積んだはずなのだけど、MOXの審査を見ていると、また何か大分前に戻ったかのような印象があって、やはり再処理の経験をしっかりMOX加工に生かしてもらいたいというのが、今、MOX加工の審査に関しては一番強く持っているメッセージですね。

○記者 当然、旧規制と、今の新規制基準というのは、考え方が根本的に異なるということ、委員長も常々おっしゃっているのですけれども、ほかの事業者の審査の中でも、そういうようなことをお感じになったことがあるかどうか、お伺いしたいと思うのですけど。

○更田委員長 ほかの審査というのは。

○記者 ほかの再稼働のときの審査等でも、いろいろ、なかなか大変な審査がたくさんあったかと思うのですけれども、この新規制基準というものが、本当に事業者の方、それから、これからいろいろと審査されてくる事業にきちんと伝わっているかどうかということ。

○更田委員長 最も多く、これまで多くの審査の対象となった原子力発電所に関して言うと、新規制基準策定以前から、いわゆる炉心損傷事故、炉心溶融を伴うシビアアクシデントに関する議論っていうのは長い歴史があって、さらに、電力の自主ではあったけど、シビアアクシデントマネジメント対策といったような、発電所の重大な事故に関する議論っていうのは、規制の脈絡の中でも積み上げが多少あった。

ですから、新規制基準も、発電所に対する基準としては、これは急にわき上がった、全く新しいものでは決してなくて、それまでの技術的な議論等の積み上げがあったもの

なので、電力側としても、当然、シビアアクシデント研究、それから、例えばMAAPみたいなシビアアクシデント解析コードというのは、電力等も、それまでも経験はあるのですよね。

ですから、発電炉についての議論というのは通じる部分があったのだと思っています。ただ、再処理は難しかったらと思う。というのはやっぱり、お手本にしようとするところがフランス、イギリスぐらいではあるし、それぞれの国で、また規制は違うし。

ですから、新規制基準適合の際に、もし戸惑いがあったとしたら、それは発電所に比べると、はるかに再処理施設のほうが大きかったらと思うています。

さらに、さっきちょっと厳しい言い方をMOX加工にはしたけれども、MOX加工はもっと戸惑っているかもしれない。

というのは、重大事故等対処施設をどういった施設に要求するのかっていう議論を規制委員会発足後に行っています。何年前だろう。もう6年ぐらい前から、7年ぐらいか。

それで、それは発電炉と、それから中高出力の試験研究炉と、それから再処理とMOXであった。

ウラン加工等は、主要施設はそこから除いているわけですけど、ある意味、MOX加工なんかはボーダーラインにいたっている部分があります。

ですから、事業者側からすれば、MOX加工工場での重大事故ってどう考えればいいのかだろうってというのは、発電所に比べるとずっと応用問題と言うか、考えにくい部分もあったのだらうと私たちも思っているし、私たち自身も、あの基準を策定するとき、それから、その後の審査の中で、MOX加工について重大事故というのをどう想定しようってというのは議論を重ねてきたところでもありますので、そういった意味では、特にMOX加工の部分については、今御質問がありましたけど、新規制基準に対する適合の中で、発電炉に比べれば再処理が、さらに、MOX加工が、新規制基準に適合する姿ってというのは、どういう形なのかっていうことについて、新たな議論を重ねなければならない部分というのは大きかったと思います。

○記者 ありがとうございます。

それと、直接の審査と離れるのですけれども、先頃、フランスですか、核融合炉の実用化に向けた動きが出てきて、こういうことに関しては、規制委員会としては何か関わるということはあるのでしょうか。

○更田委員長 これは、ITERのことを指しておられるのだと思いますけれども、ITERに限らず、国内にはまだ臨界条件を達成しているわけではないけれども、JT-60というトカマクがあって、それで、扱いとしては放射線発生装置の扱いになるのですよね。ですから、加速器の大きな物っていう扱いになります。

ですから、当然、これは放射線が発生する状態であれば、これは規制の対象になって、その規制は、加速器に相当するような、加速器扱いですね、言ってみれば。そういった規制の対象になり得ます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

クワバラさん。

○記者 朝日新聞のクワバラです。

RFSに戻ってしまうのですが、先ほど委員長の発言の中で、使用済燃料が溜まっている中の方策として、乾式貯蔵っていうのが一つ有効な策というような御認識だったと思うのですが、これは、今、三つぐらい、敷地内で乾式貯蔵施設電力を検討していると思うのですが、それ以外でも、最終的には進まないという現状があるのであれば、敷地外であれ、敷地内であれ、そういうような貯蔵施設というものを検討すべきであろうと、そういうお考えということでしょうか。

○更田委員長 飽くまで安全上の観点からですけど、当然ながら使用済燃料プールの貯蔵量を増やしたり、いたずらに長期間プール内に貯蔵するのではなくて、乾式に移行してもらいたいと規制委員会としては考えています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ウエノさん。

○記者 北海道新聞のウエノです。

北海道寿都町が核のゴミの最終処分場選定に向けた文献調査への応募を検討しています。

最終的に場所が決定しましたら規制委が審査をする立場だと思いますので、地層処分の是非を含めて、今回の応募を検討についての受け止めをお願いいたします。

○更田委員長 文献調査への応募そのものに関して、規制当局として見解を申し上げる立場にはありませんけれども、私たちは私たちの役割として、高レベル廃棄物、第一種埋設処分に関する基準を作っていくというのが私たちの責任の一つであります。

今現在、第二種埋設ではあるけれども、L1という中深度処分の基準。議論を積み重ねてきて、部分的な整備は進んでいて、今年度以内を目標に仕上げにかかろうとしています。

先週の会見でも申し上げましたけど、中深度処分と、それから第一種の高レベル廃棄物の地層処分、深度の違い、深さの違いはありますけれども、技術的には親和性の高いものであるのも、もちろん人工バリア等に関しても、まだ議論を重ねなければならないところはありますけれども、L1の基準、中深度処分の基準をまずきちんと整備をして、そして、その上で、今度は第一種埋設、地層処分に関しての基準を作っていくことになるだろうと思います。

具体的な申請が行われて審査というのは、まだ時期が、とても今の時点で見通せるも



のではありませんけれども、私たちの責任としては、まず基準の整備に努めるというのがあると思います。

○記者 ありがとうございます。

関連して、今回応募したことについての受け止めみたいなのは、なかなかちょっとコメントは難しいということでしょうかね。

○更田委員長 難しいというよりも、コメントがないと言うべきですかね。私たちの立場からすれば、それは制作側が処分にに向けた努力を重ねている。その中での一つの出来事なので、規制当局として、特に申し上げるような見解は持っていません。

○記者 分かりました。

そうしましたら、客観的に、個人的な御意見でも構わないですが、寿都町が応募している部分で、道知事だとか、周辺町村だとか、あと、道内の首長さんだとか、皆さん反対を結構されていまして、地域に分断が生じかねない状態になっています。

それで、制度上の問題もあるかと思うのですが、交付金目当てでいいのかというような声もありまして、かなり地域が混乱している状況なのですが、そういったことをどういうふうに解消していったらいいのかというような、第三者の立場として、何かアドバイスと言いますか、御意見を伺えたらと思うのですが。

○更田委員長 例えば、高レベル廃棄物の埋設処分がいつ頃始まるのかによって、高レベル廃棄物の貯蔵に関する議論が変わってくるし、それから、これは再処理のスピードにもよりますが、先ほど来お話のあった、使用済燃料の貯蔵量に関しても関連が出てくるので、私たちにとっては放射性物質のインベントリ、蓄積量としての観点ですけど、そういった全体の大きな像には影響を与える議論ではあるのですが、ただ、処分地抜きで行くって議論っていうのが果たしてあるのかどうかですよね。

もし処分が行われないのであれば、半永久的に地上に保管するっていう、そういう選択肢になるわけですね。

少なくとも今までのところ、そのような事業者の意向であるとか計画が示されているわけではないので、いずれは再処理されて、いずれは高レベル廃棄物の形で地層処分されるということを前提としたようなプランになっているので、私たちも、その申請を受けて審査をしてくれている。

ただ、全量地上保管ってなったら、それはそれでまた随分違った話になるだろうなというふうに思います。

○記者 そうしますと、全量地上保管は、委員長としては考えてないという、地層処分がベストだというお考えでしょうか。

○更田委員長 これは、海外での議論の例を見ても、少なくとも、明確に当面地上に置くのだって言っているところはないのですよね。

でも一方で、明確に地層処分に向かって足を踏み出しているところもそう多くなくて、御承知だと思いますけど、フィンランドのオンカロが進もうとしているけれども、例え

ば、米国ですらWIPPでの議論があって、いまだにその処分については前に進まなくて、非常に大容量な中間貯蔵設備の議論をしていますよね。

ですから、悪く捉えれば議論の先送り、問題の先送りなのだけれども、ただ、どこの国でも、なかなかその処分に関する議論のタイムスケールというのは、他の議論に比べて非常に長いので、特に今の時点で、全量を地上に置いておくということと、処分を進めるっていうことの間で、大きな安全上の違いがあるというふうには捉えてはいないのです。

非常に長いスパンでの議論であるので、今回報道されている事例も、大きな流れの中での、何しろ文献調査についてですからね。本当に小さなステップの一つにすぎないので、規制側がそれにインパクトというか、影響を受けるっていうことはないというふうに思っています。

○記者 インパクトを受けることないってというのは。

○更田委員長 今お話になっていた文献調査の可能性について、自治体が意向を示されたっていうことをもって、規制当局が何かを慌てて始めなければならないとか、方針を変えなければならないとか、そういったようなインパクトを受けるってことはないと思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、その隣のササキさん。

○記者 北海道新聞のササキです。

寿都の関連なのですけども、仮にですけども、寿都に最終処分場の候補地が決まったとして、その後、安全審査が始まることになると思うのですけども、泊原発の安全審査が、始まってからもう7年間と長期化してますけども、あそこは黒松内の断層とかもあって、津波の審査とかも多分同じような条件でやると思うのですけども、結局、最終処分場も同じような基準でやったら長引いて、結局候補地が決まっても、その後もなかなか決まらないという状況になってしまうんじゃないか、いつまでも決まらないっていう、そうなったら、日本で最終的に決まらないんじゃないかって気もするのですけども、そこら辺について、どうお考えですかね。

○更田委員長 二つのことにお答えしますが、まず一つは、今回、一自治体が文献調査に応募する可能性を、意向を表明しただけで、先ほど、同じ北海道新聞の方にお答えしましたけど、候補地に関する本当に最初の小さなステップの話なので、このままこれが先へ進んだらっていうのは、仮定として余りなので、それはちょっとお答えするに当たらないというふうに思っています。

それから、原子力発電所の審査にかかる期間と、処分地に関する期間は、これは関連するものでもなくて、確かに、泊に関しては、F-1断層にかかる議論が一旦、あるとこ

ろまで行ける、これで立証されていると考えているものが覆ったこともあって、さらに、それに対して、今度、立証するには北電が苦勞していることもあって長期化しているけれども、泊の審査の期間と、それから処分場の審査の期間というのは独立。独立というのは、要するに関連ないと考えていただいていいと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—